



## 医療費控除の確定申告 準備はお早めに

あなたや生計を一にする配偶者やその家族のために、平成30年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また、対象とならない医療費もありますのでご注意ください。



## 医療費控除の計算方法

### ①従来 of 医療費控除

総所得金額等が 200万円以上の場合	$(\text{医療費の合計} - \text{保険金等による補てん金額}) - 10\text{万円}$
総所得金額等が 200万円未満の場合	$(\text{医療費の合計} - \text{保険金等による補てん金額}) - (\text{総所得金額等} \times 0.05)$

※医療費控除の金額が0円以下の場合の対象外です。

※医療費控除の金額の上限は200万円です。

### ②セルフメディケーション税制による特例（スイッチOTC薬控除）

$(\text{スイッチOTC医薬品購入金額}) - \text{保険金等による補てん金額} - 1\text{万}2\text{千円}$

※控除を受けるためには、申告する人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行い、その取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要です。（例：健康診断結果通知書（写）、予防接種領収書等）

※控除額の上限は8万8千円です。

※対象の医薬品にはセルフメディケーション税制の対象である旨のマークが掲載されています。

①「従来の医療費控除」及び②「セルフメディケーション税制」は、選択適用となります。選択した控除は、更正の請求や修正申告において変更することができません。

### 【ご注意】

- ◆申告の前には、支払った金額を計算した「医療費控除の明細書」を必ず準備してください。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、税務署から明細書の記入内容の確認のため提示または提出を求められる場合がありますので5年間の保存が必要です。
- ◆保険者が発行する医療費通知書（医療費のお知らせ等）で控除を申告することができます。医療費通知書を使用する場合は、通知書に記載された自己負担額のほか、実際に支払った医療費の額を医療費明細書に記載しますので、領収書でご確認ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。おむつ代について医療費控除を受けるのが2年日以降の人は「おむつ使用証明書」に代わるものとして「おむつ使用の確認書」を発行できます。詳しいことは役場福祉人権課高齢者支援係までお問い合わせください。